

令和元年度第1回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

議 事 要 旨

1 日時 令和元年6月20日（木）午後7時00分～午後7時45分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

大野会長、田中副会長、江本委員、金子委員、河村委員、齊藤委員、榊委員、本多委員、宮崎委員

（2）説明員

子ども家庭部子ども子育て支援課：枝吉課長、黒部係長

（3）事務局

企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、井上主事、河津主事

4 傍聴者 0名

5 議題 諮問第63号 個人情報の目的外の利用について

6 議事要旨

会 長 諮問第63号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 本年10月より消費税率の引上げが予定されており、それに伴い、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して臨時・特別給付金を支給することとなる。当該給付金支給事務を進めるに当たり、支給対象者を漏れなく抽出し、対象となるご家庭へ申請書を配付する必要がある。対象者の抽出方法としては、私どもの部署で保有する児童扶養手当支給事務で活用している情報を用いることにより、適格に円滑に当該事務を行うことができると考えている。なお、給付の対象者は、本年11月分の児童扶養手当の受給資格のある未婚のひとり親とし、利用を希望する個人情報、諮問書の（1）アに記載する児童扶養手当の受給者に係る情報として、氏名のほか受給資格該当事由などの情報及びイに記載の児童扶養手当の対象児童に係る情報として、氏名のほか子の父母の状況などを活用したいと考えている。しかしながら、この情報の取扱いが昭島市個人情報保護条例第13条第1項により禁じられている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものである。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 利用した情報は、いつ頃破棄する予定か。

説明員 問合せなどもあるかと思うので、当面の間は必要になると思うが、この事務が終わり次第、速やかに対応したいと考えている。

委 員 給付金の申請書は、どのように配付する予定か。

説明員 児童扶養手当に関しては、必ず面接を行わなければならないこととなっているため、あらかじめ

め抽出したデータを元に申請書を用意し、面接の際に直接お渡しする予定である。

委 員 昭島市においては、対象者を何人くらいと見込んでいるか。

説明員 あくまで見込みの人数ではあるが、現在、児童扶養手当を支給している約1,000人のうちの1割くらいと考えている。

委 員 児童扶養手当の振込口座情報を必要とするのはなぜか。

説明員 令和2年1月分の児童扶養手当に上乗せして支給することとなっているためである。

委 員 個人情報、本人から取得することが前提であるため、児童扶養手当の申請書にあらかじめ当該手当の支給事務に当たって取得した情報を類似の事務に転用する旨を記載した上で同意を得ることとしてはどうか。

委 員 不確定な内容についてあらかじめ同意することになると、本人が不利益を受ける可能性があるのではないか。

委 員 児童扶養手当に関しては、必ず面接が行われるので、その際に本人に説明するのがいいと考える。

会 長 個人情報の取扱いについては万全を期すとともに、対象者に対しては児童扶養手当の支給に関する情報を目的外利用していることを説明していただくということで、ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。